

「修正国際基準の適用（案）」

「修正国際基準の適用」（2017 年 10 月 31 日公表）を次のように改正する（改正部分に網掛けを付している。）。

公開草案	現行
<p><b>修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）</b></p> <p><b>修正国際基準の適用</b></p> <p style="text-align: right;">2015 年 6 月 30 日 改正 2016 年 7 月 25 日 改正 2017 年 4 月 11 日 改正 2017 年 10 月 31 日 最終改正 XXXX 年 XX 月 XX 日 企業会計基準委員会</p>	<p><b>修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）</b></p> <p><b>修正国際基準の適用</b></p> <p style="text-align: right;">2015 年 6 月 30 日 改正 2016 年 7 月 25 日 改正 2017 年 4 月 11 日 最終改正 2017 年 10 月 31 日 企業会計基準委員会</p>
<p><b>適用時期</b></p> <p>6. XXXX 年 XX 月改正の本文書は、公表日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用する。ただし、公表日を含む連結会計年度に係る連結財務諸表に適用することができる。この場合、四半期連結財務諸表に関しては、翌連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用する。</p> <p>7. 別紙 1 に記載された会計基準等について、当該会計基準等に記載された発効日及び経過措置に基づき適用しなければならない。</p>	<p><b>適用時期</b></p> <p>6. 2017 年 10 月改正の本文書は、公表日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用する。ただし、公表日を含む連結会計年度に係る連結財務諸表に適用することができる。この場合、四半期連結財務諸表に関しては、翌連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用する。</p> <p>7. 別紙 1 に記載された会計基準等について、当該会計基準等に記載された発効日及び経過措置に基づき適用しなければならない。ただし、別紙 1 に示された IFRS 第 9 号「金融商品」（2013 年）については、次のとおりとする。</p>

公開草案	現行																								
	<p>➤ IFRS 第 9 号「金融商品」(2013 年) 7.3.2 項を以下のとおりとする (取消線は削除部分を示す。)</p> <p>「This Standard supersedes <del>IFRS 9 issued in 2009 and IFRS 9 issued in 2010. However, an entity may elect to apply IFRS 9 issued in 2009 or IFRS 9 issued in 2010 instead of applying this Standard.</del>」</p> <p>(参考日本語訳)</p> <p>本基準書により、2009 年公表の IFRS 第 9 号及び 2010 年公表の IFRS 第 9 号は廃止される。ただし、企業は本基準に代えて 2009 年公表の IFRS 第 9 号又は 2010 年公表の IFRS 第 9 号を適用することを選択できる。</p>																								
<p><b>別紙 1 当委員会が採択した IASB により公表された会計基準等</b></p> <p>会計基準 (2017 年 6 月 30 日現在で公表されている会計基準、ただし、IFRS 第 16 号「リース」(2016 年 1 月公表) 及び IFRS 第 17 号「保険契約」(2017 年 5 月公表) を除く)</p> <table border="1" data-bbox="264 1034 1160 1265"> <thead> <tr> <th colspan="2">会計基準の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(中 略)</td> </tr> <tr> <td>IFRS 第 8 号</td> <td>「事業セグメント」</td> </tr> <tr> <td>* IFRS 第 9 号</td> <td>「金融商品」(2014 年)</td> </tr> <tr> <td>IFRS 第 10 号</td> <td>「連結財務諸表」</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(以下 略)</td> </tr> </tbody> </table>	会計基準の名称		(中 略)		IFRS 第 8 号	「事業セグメント」	* IFRS 第 9 号	「金融商品」(2014 年)	IFRS 第 10 号	「連結財務諸表」	(以下 略)		<p><b>別紙 1 当委員会が採択した IASB により公表された会計基準等</b></p> <p>会計基準 (2016 年 12 月 31 日現在で公表されている会計基準のうち、2017 年 12 月 31 日までに発効するもの、並びに、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(2014 年 5 月公表)、「IFRS 第 15 号の発効日」(2015 年 9 月公表) 及び「IFRS 第 15 号の明確化」(2016 年 4 月公表))</p> <table border="1" data-bbox="1209 1034 2105 1265"> <thead> <tr> <th colspan="2">会計基準の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(中 略)</td> </tr> <tr> <td>IFRS 第 8 号</td> <td>「事業セグメント」</td> </tr> <tr> <td>* IFRS 第 9 号</td> <td>「金融商品」(2013 年)</td> </tr> <tr> <td>IFRS 第 10 号</td> <td>「連結財務諸表」</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(以下 略)</td> </tr> </tbody> </table>	会計基準の名称		(中 略)		IFRS 第 8 号	「事業セグメント」	* IFRS 第 9 号	「金融商品」(2013 年)	IFRS 第 10 号	「連結財務諸表」	(以下 略)	
会計基準の名称																									
(中 略)																									
IFRS 第 8 号	「事業セグメント」																								
* IFRS 第 9 号	「金融商品」(2014 年)																								
IFRS 第 10 号	「連結財務諸表」																								
(以下 略)																									
会計基準の名称																									
(中 略)																									
IFRS 第 8 号	「事業セグメント」																								
* IFRS 第 9 号	「金融商品」(2013 年)																								
IFRS 第 10 号	「連結財務諸表」																								
(以下 略)																									
<p><b>解釈指針 (2017 年 6 月 30 日現在で公表されている解釈指針)</b></p>	<p><b>解釈指針 (2016 年 12 月 31 日現在で公表されている解釈指針のうち、2017 年 12 月 31 日までに発効するもの)</b></p>																								

公開草案			現行		
解釈指針の名称 (中 略) IFRIC 第 21 号 「賦課金」 IFRIC 第 22 号 「外貨建取引と前払・前受対価」 IFRIC 第 23 号 「法人所得税の処理に関する不確実性」 SIC 第 7 号 「ユーロの導入」 (以下 略)			解釈指針の名称 (中 略) IFRIC 第 21 号 「賦課金」 (項目追加) (項目追加) SIC 第 7 号 「ユーロの導入」 (以下 略)		
<b>(参考)</b> 2017 年 6 月 30 日現在で IASB により公表されている会計基準等のうち、当委員会によるエンドースメント手続を完了していないもの			<b>(参考)</b> 2016 年 12 月 31 日現在で IASB により公表されている会計基準等のうち、当委員会によるエンドースメント手続を完了していないもの		
当委員会によるエンドースメント手続を完了していない会計基準等	公表時期	各基準等の発効	当委員会によるエンドースメント手続を完了していない会計基準等	公表時期	各基準等の発効
(項目削除)			IFRS 第 9 号「金融商品」	2014 年 7 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効
(項目削除)			「投資者とその関連会社又は共同支配企業との資産の売却又は抛却」(IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正)	2014 年 9 月	IASB が決定する日 (2016 年 12 月 31 日現在未定) 以後開始する事業年度から発効
			「IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正の発効日」	2015 年 12 月	
IFRS 第 16 号「リース」	2016 年 1 月	2019 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効	IFRS 第 16 号「リース」	2016 年 1 月	2019 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効
(項目削除)			「株式報酬取引の分類及び測定」(IFRS 第 2 号の修正)	2016 年 6 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効

公開草案			現行		
(項目削除)			「IFRS 第 9 号『金融商品』の IFRS 第 4 号『保険契約』との適用」 (IFRS 第 4 号の修正)	2016 年 9 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効 (ただし、一部の取扱いは 2018 年 1 月 1 日より前に発効する場合がある。)
(項目削除)			「IFRS 基準の年次改善 2014-2016 年サイクル」による IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」及び IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正	2016 年 12 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効
(項目削除)			IFRIC 解釈指針第 22 号「外貨建取引と前払・前受対価」	2016 年 12 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効
(項目削除)			「投資不動産の振替」(IAS 第 40 号の修正)	2016 年 12 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効
IFRS 第 17 号「保険契約」	2017 年 5 月	2021 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効	(項目追加)		

## 別紙 2 企業会計基準委員会による修正会計基準

以下は、企業会計基準委員会による修正会計基準の一覧を示している。

企業会計基準委員会による修正会計基準の名称	「削除又は修正」の対象となる会計基準等
企業会計基準委員会による	・ IFRS 第 3 号「企業結合」

## 別紙 2 企業会計基準委員会による修正会計基準

以下は、企業会計基準委員会による修正会計基準の一覧を示している。

企業会計基準委員会による修正会計基準の名称	「削除又は修正」の対象となる会計基準等
企業会計基準委員会による	・ IFRS 第 3 号「企業結合」

公開草案		現行	
修正会計基準第1号「のれんの会計処理」(XXXX年XX月XX日改正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」</li> </ul>	修正会計基準第1号「のれんの会計処理」(2015年6月30日公表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」</li> </ul>
企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」(XXXX年XX月XX日最終改正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS第7号「金融商品：開示」</li> <li>IFRS第9号「金融商品」(2014年)</li> <li>IAS第1号「財務諸表の表示」</li> <li>IAS第19号「従業員給付」</li> </ul>	企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」(2017年10月31日最終改正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS第7号「金融商品：開示」</li> <li>IFRS第9号「金融商品」(2013年)</li> <li>IAS第1号「財務諸表の表示」</li> <li>IAS第19号「従業員給付」</li> </ul>

以上